申請者 住所又は居所

氏名

法人にあっては、その主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿(氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載したもの) 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに 就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面(申請の日前6月以内に作成されたもの)1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	7	住	所	又	は	居	所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓若しくは改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、条例第 2 条第 2 項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 変更後の役員名簿を添付すること。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並び に就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面(届出の日前6月以内に作成されたもの)
 - (3) 上記(2)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

定款変更認証申請書

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧

- 2 変更しようとする日
- 3 変更の理由

備考

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
 - (2) 変更後の定款 3部
 - (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更 が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。) 2部
- 2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考1に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿(氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載したもの) 2部
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条 第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成される までの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項7号の事業計画書、法第34条第5項にお いて準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) 1部

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

定款変更届出書

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧

- 2 変更した日
- 3 変更の理由

- (1) 議事録の謄本 1部
- (2) 変更後の定款 2部

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により提出します。

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

事業報告書等提出書

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

- 1 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- 2 前事業年度の役員名簿(前事業年度に役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事 業年度における報酬の有無を記載したもの)
- 3 前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)を記載した書面

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散 することについて、同条第2項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考

- 1 の部分には、解散事由の区分に応じ、1 (社員総会の決議)、2 (定款で定めた解散事由の発生)、
 - 4 (社員の欠亡) 又は6 (破産手続開始の決定) を記入すること。
- 2 解散の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 電話番号

清算人就任届出書

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認 証を受けたいので、申請します。

記

残余財産の譲渡を受ける者 (国又は地方公共団体)	譲渡する残余財産				

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 電話番号

清算結了届出書

清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

合併しようとする特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地 電話番号 合併しようとする特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地 電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、 特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

- 1 合併後存続する(合併により設立する)特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 定款 2部
- (3) 役員名簿(氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載したもの) 2部
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに 就任を承諾する書面の謄本 1部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(申請の目前6月以内に作成されたもの) 1部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (7) 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 1 部
- (8) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (9) 合併趣旨書 2部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

- (1) 合併の認証に係る定款
- (2) 合併当初の財産目録
- (3) 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し